



令和2年度【農地利用状況調査（農地／パトロール）記録シート】

令和2年度【農地利用状況調査(農地/パトロール)記録シート】

番号	調査班	調査理由	所有者住所	所有者名	地番	地積(m ²)	耕種地	生産地	耕種予想地	良好	不良	不良箇目番号	(1)雑草等が繁茂している(2)いつでも耕作できる状況にない (3)収穫している実態がない(4)垣根が適正に管理されていない (5)近隣の畠の迷惑になっている(6)適正に栽培管理がされてい ない、 (7)農地全体が整然と管理されていない (具体的な内容を下欄に記入)	過去の調査 (不良とされた履歴)	令和元 平成30 平成29
					○					-	-	-	-	-	-
					○					-	-	-	-	-	-
					○	(1)、(4) (3)、(4)	梅林は収穫の実態がない、 雑草が繁茂している			-	-	-	-	-	-
					○	(1)、(4) (3)、(4)	梅林は収穫の実態がない、 雑草が繁茂している			-	-	-	-	-	-
					○	(1)、(4) (3)、(4)	梅林は収穫の実態がない、 雑草が繁茂している			-	-	-	-	-	-
					○	(4)	垣根が適正に管理されない			-	-	-	-	-	-
					○	(4)	垣根が適正に管理されない			-	-	-	-	-	-
					○	(4)	垣根が適正に管理されない			-	-	-	-	-	-
					○	(4)	竹の収穫の実態がない			-	-	-	-	-	-
					○	(1)、(4)	雑草が繁茂している、 垣根が適正に管理されない			-	-	-	-	-	-
					○	(1)、(4)	雑草が繁茂している、 垣根が適正に管理されない			-	-	-	-	-	-
					○	(1)、(4) (3)、(4)	雑草が繁茂している、 垣根が適正に管理されない、 収穫している実態がない			-	-	○	-	-	-
					○	(1)、(4) (3)、(4)	雑草が繁茂している、 垣根が適正に管理されない、 収穫している実態がない			-	-	-	-	-	-

令和2年度[農地利用状況調査(農地/パートロール)記録シート】

番号	調査班	調査理由	所有者住所	所有者名	地番	地積(m ²)	納税猶予	生産農地	不良	不良項目番号	(1) 雜草等が繁茂している(2)いつでも耕作できる状況にない、(3)収穫している実態がない(4)垣根が適正に管理されていない、(5)近隣の畑の迷惑になつている(6)適正に栽培管理がされていない、(7)農地全体が整然と管理されていない(8)具体的な内容を下欄に記入)			過去の調査 (不良とされた歴史)			
														令和元	平成30	平成29	
												○	(1)、(2)、(3)、(7)		—	—	○
												○			—	—	—
												○			—	—	—
												○			—	—	—
												○			—	—	—
												○			—	—	—
												○	(1)、(2)、(3)、(6)、(7)	○	—	○	
												○	(1)、(2)、(3)、(6)、(7)	○	—	○	

令和2年度[農地利用状況調査(農地/パトロール)記録シート]

番号	調査班	調査理由	所有者住所	所有者名	地番	地積(m ²)	生産緑地	飼育面積予	良好	不良	不具項目番号	(1) 農事等が緊密している(2)いつでも耕作できる状況にない (3) 収穫していふる実態がない(4) 売却が適正に管理されていない (5) 近隣の畠の迷惑になつてゐる(6) 適正に栽培管理がされてい (7) 農地全体が整然と管理されていない	(不具した履歴)	過去の調査	
													令和元	平成30	平成29
○													-	-	○
○													-	-	○
○													-	-	○
○													-	-	○
△													-	-	○
○													-	-	○
○													-	-	-
○													-	-	-
○													-	-	-
○													-	-	-
○													○	-	-
○													-	-	-
○													-	-	-
○													-	-	-

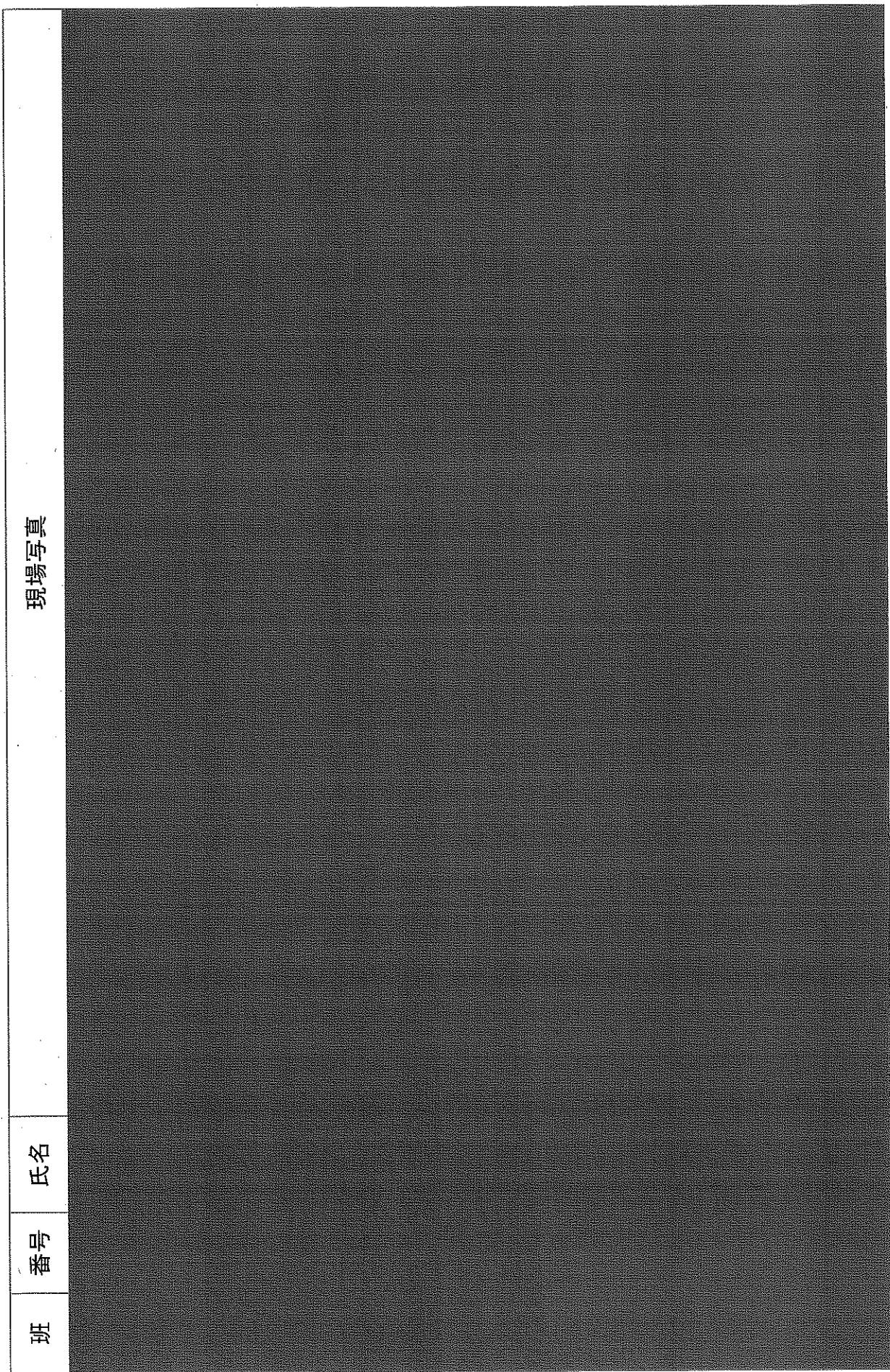
番号	調査班	調査理由	所有者住所	所有者名	地番	地積(m ²)	御祝賀予 生産緑地	良好	不良	不良項目 番号	(1)雑草等が繁茂している(2)いつでも耕作できる状況でない (3)収穫している実籾がない(4)垣根が適正に管理されていない、 (5)丘陵の畠の迷惑になつていてる(6)適正に栽培管理がされてい ない、 (7)畠地全体が突然と管理されていない (具体的な内容を下欄に記入)			過去の調査 (不良とされた歴史)				
											令和元	平成30	平成29	令和元	平成30	平成29		
○												-	-	-	-	-	-	
○												-	-	-	-	-	-	
○												-	-	-	-	-	-	
○												-	-	-	-	-	-	
○												-	-	-	-	-	-	
○												-	-	-	-	-	-	
△	(3)											栗が落ちたままになつていて収穫していない。			-	-	○	
○														-	-	-	-	
○														○	-	-	-	
○														○	-	-	-	

令和2年度【農地利用状況調査(農地/パトロール)記録シート】

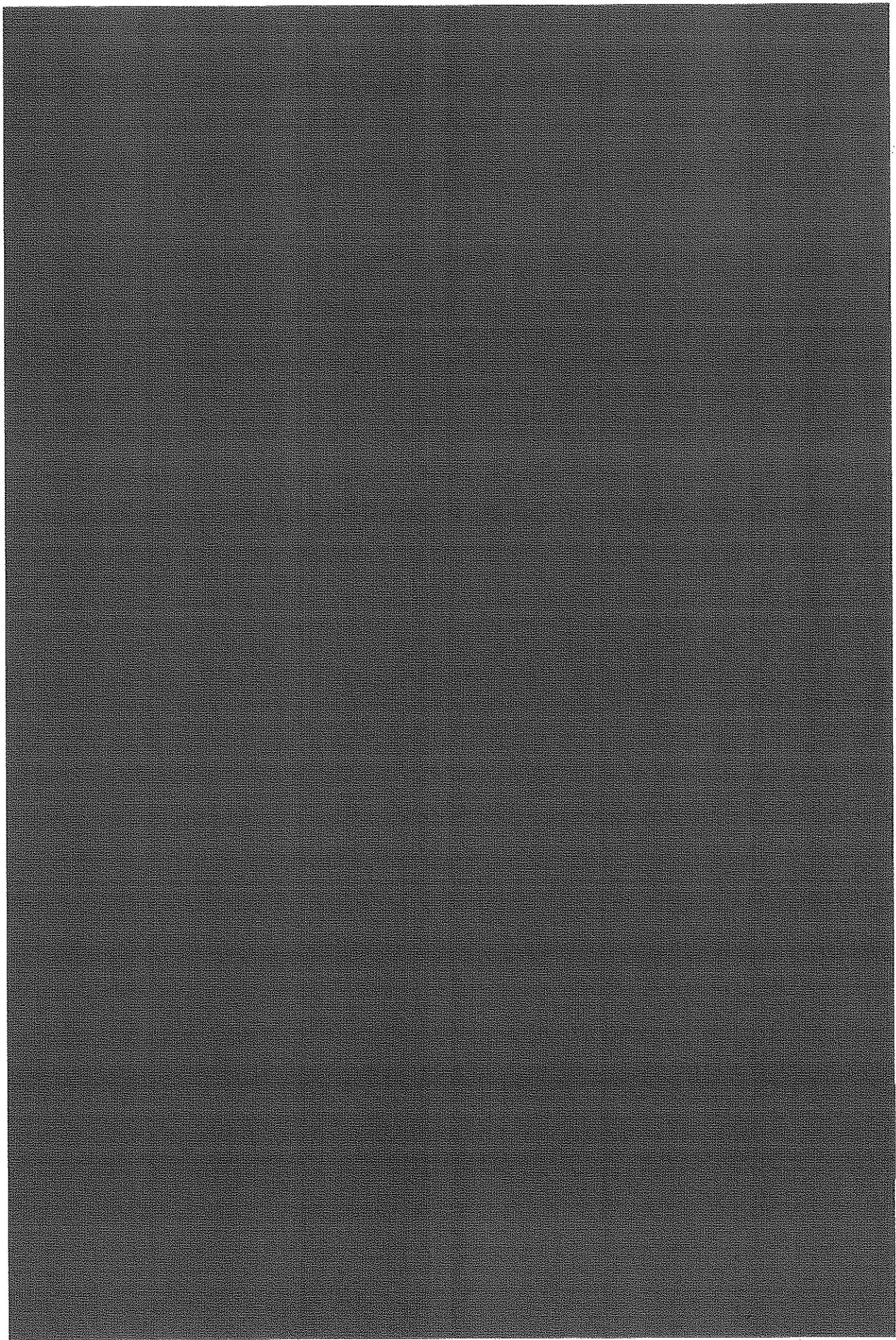
令和2年度【農地利用状況調査（農地/パトロール）記録シート】

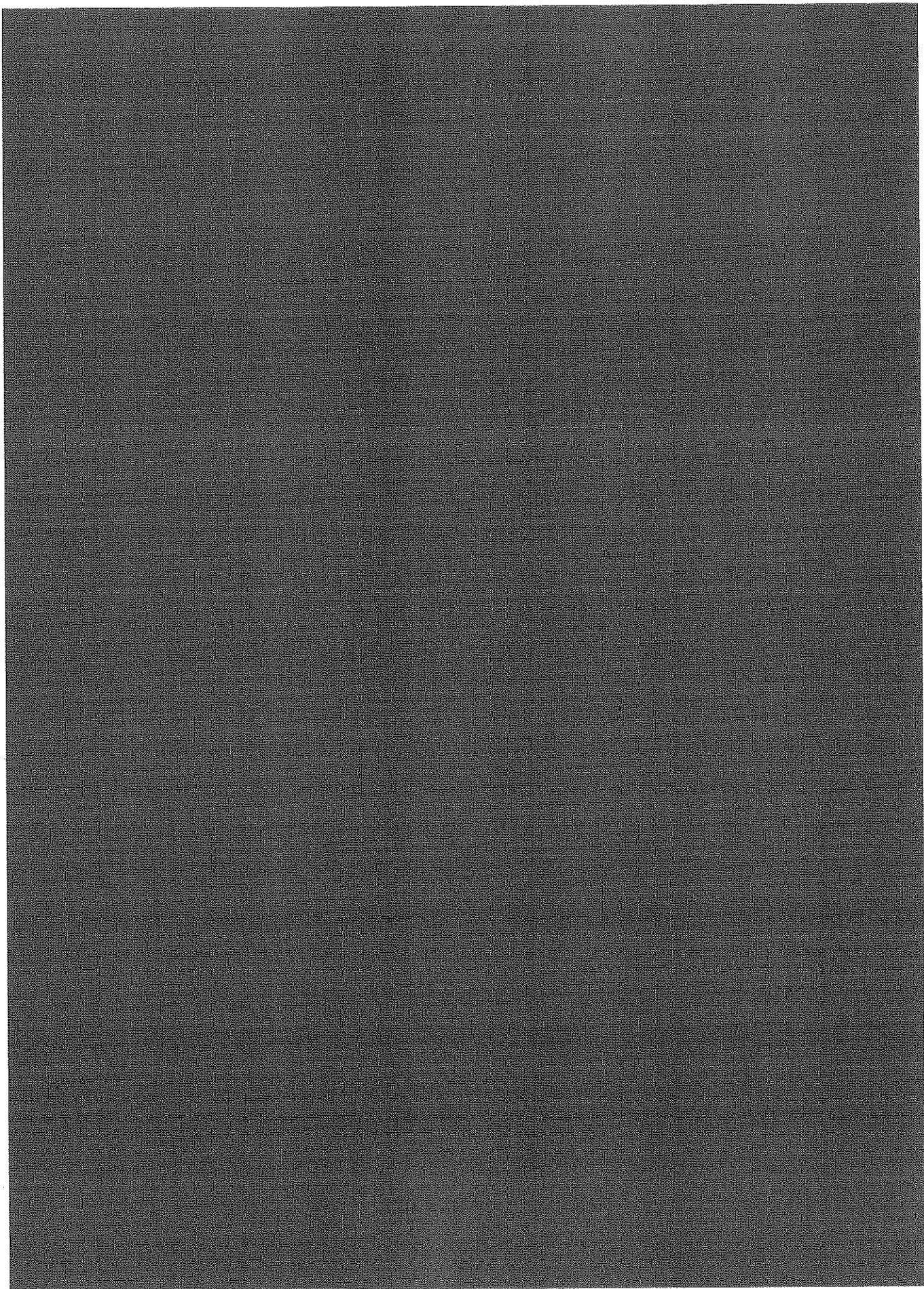
番号	調査班	調査理由	所有者名	所有者住所	地番	面積(m ²)	耕種状況	耕種地	生産緑地	耕種地	不 良	不良項目番号	(1) 農業等が整備している(2)いつも耕作できる状況にない、(3)収穫している農産がない(4)里権が適正に管理されていない、(5)近隣の畠の迷惑になつてゐる(6)適正に栽培管理がされていない、(7)畠地全体が整然と管理されていない(具体的な内容を下欄に記入)	(不良とされた履歴)	過去の調査	
														令和元	平成30	平成29
○														—	—	—
○														—	—	—
○														—	—	—
○														—	—	—
△	(4)	イチヨウの木が電線にかかりそうになつてゐる。ただちに是正が必要とまでは言えないが、注意喚起が必要。												—	—	○
○														—	—	○
○														—	—	—
○														—	—	—
○														—	—	—
○														—	—	—

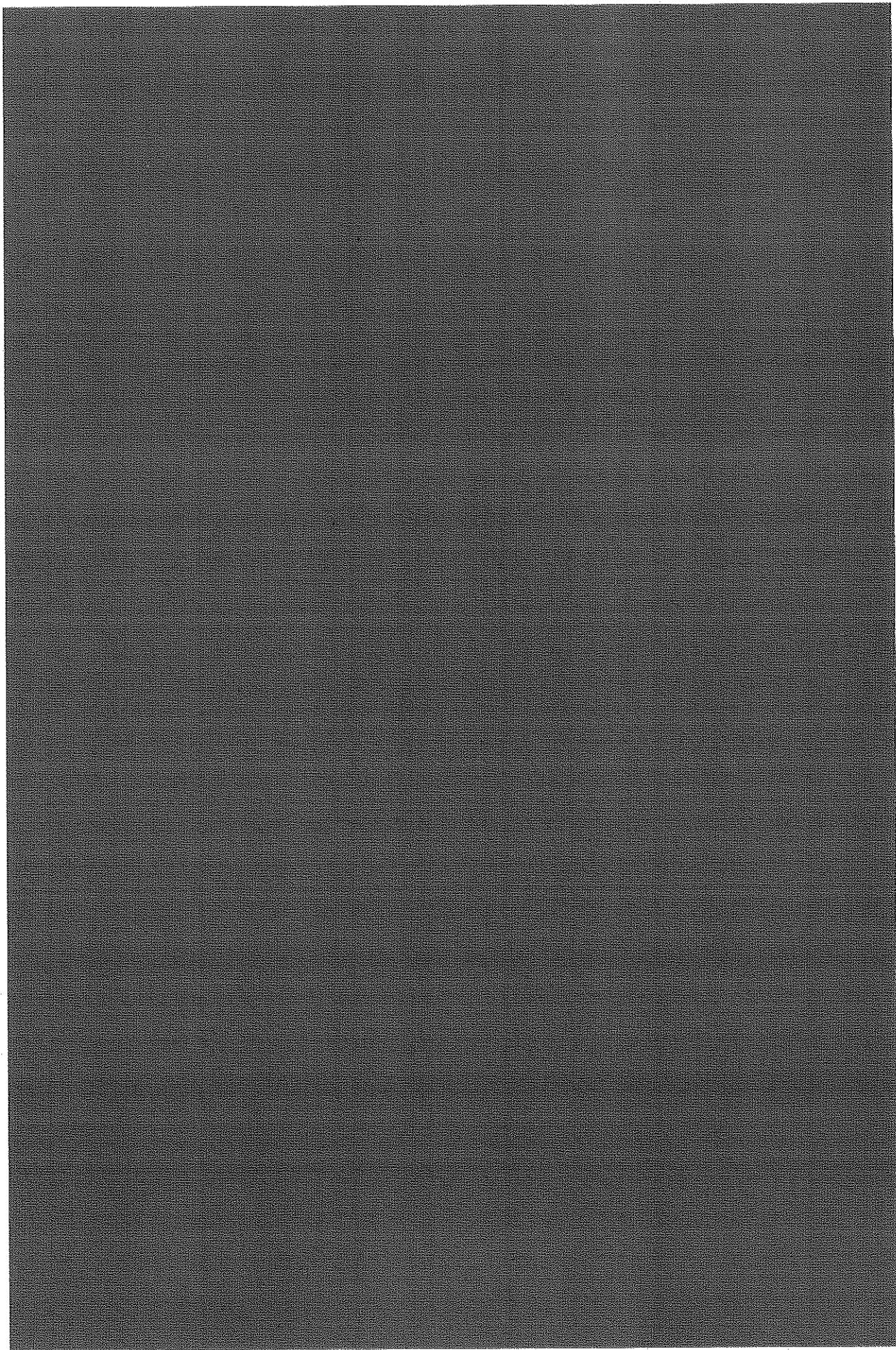
現場写真

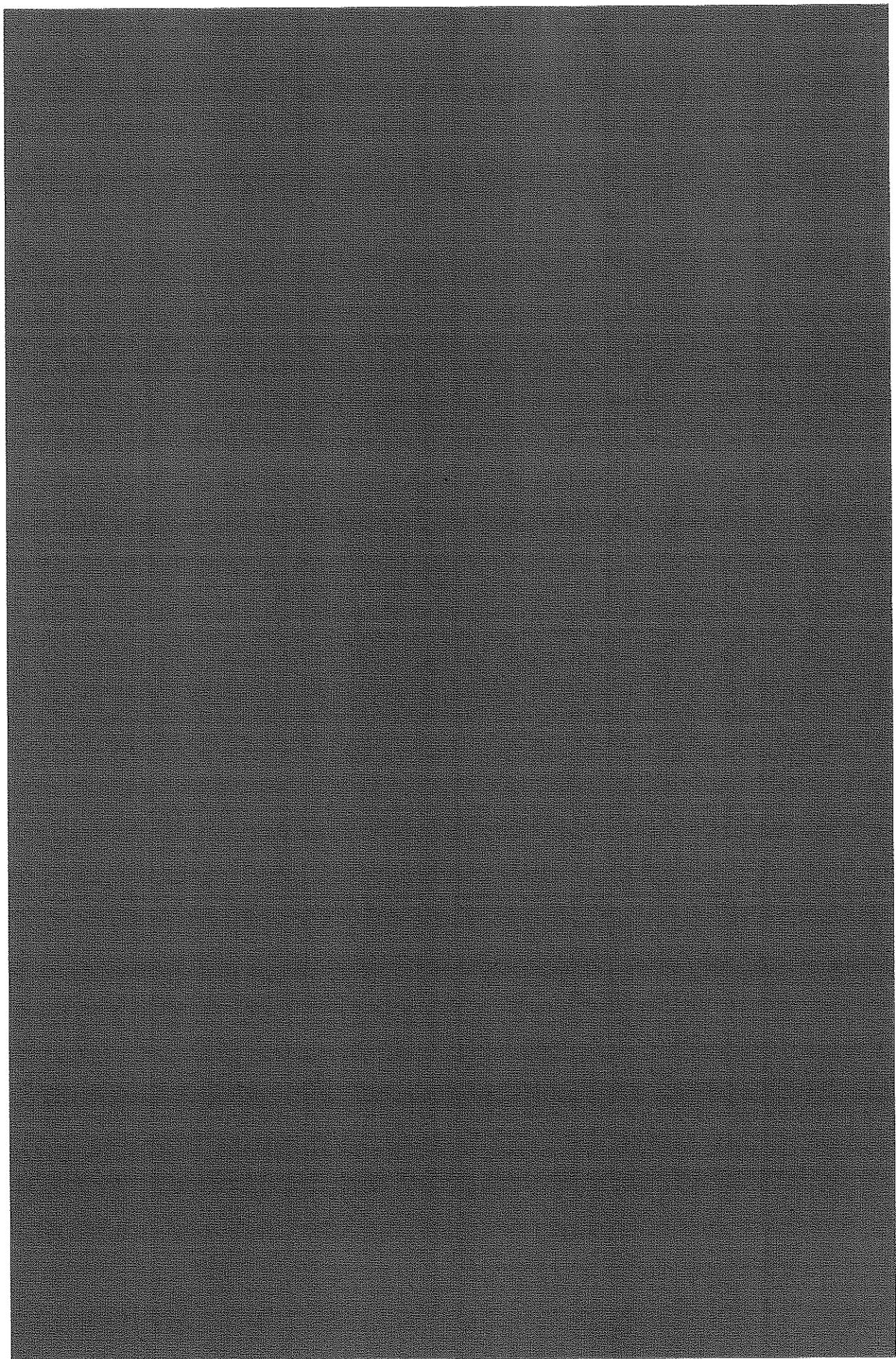


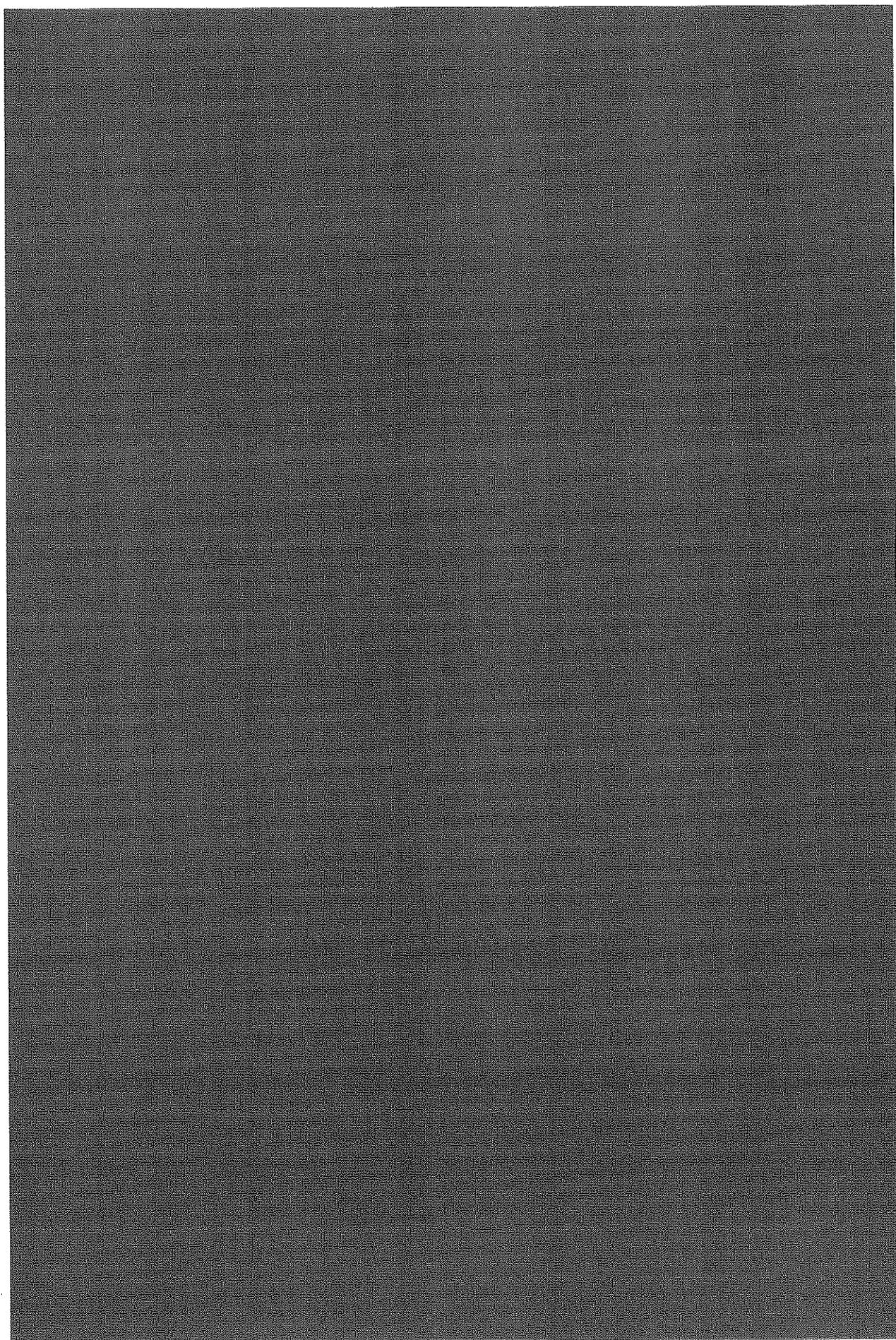
班	番号	氏名
---	----	----











令和2年度農地利用状況調査の結果を踏まえた対応について（案）

令和2年度農地利用状況調査（以下「農地パトロール」という。）の結果を踏まえ、以下のとおり対応することとしたい。

1. 対応案

「不良」または「注意喚起を要する」とされた者に対して、改善指導を図る。

番号	区分	適用する段階 (※)	対応内容
①	「注意喚起を要する」とされた者のうち、過去3年で指導を受けていない者	第一段階	地区担当委員からの口頭注意
②	「注意喚起を要する」とされた者のうち、過去3年で指導を受けたことがある者	第一段階	地区担当委員からの口頭注意により、同じ状況が継続すると指導文書が送られる旨を伝達
③	「不良」とされた者のうち、過去3年で指導を受けていない者	第二段階	文書により、期限を設け改善の指導
④	「不良」とされた者のうち、過去3年で指導を受けたことがある者	第二段階	文書により、期限を設け改善の指導。期限後に改善されない場合第三段階への移行を検討

（※）西東京市農地利用状況調査（農地パトロール）調査基準に記載される指導区分。

2. 指導文書（案）

1. において、③または④となった者については、それぞれ別紙1または別紙2のとおり通知することとしたい。

（参考）西東京市農地利用状況調査（農地パトロール）調査基準（平成24年7月20日）

段階	内容
第一段階	地区担当委員による口頭注意
第二段階	文書指導（期限を設け、改善の確認）
第三段階	会長、職務代理、地区担当委員及び事務局による個別指導
第四段階	都市計画課及び資産税課と協議の上、所有者へ通知
第五段階	現況課税

事務連絡
令和2年11月日

西東京市 町 丁目 番 号
○○ ○○ 様

西東京市農業委員会

農地の適正な管理について

日頃より、当市農業委員会の活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、農業委員会では本年8月から10月まで農地利用状況調査を実施しましたが、下記の農地については肥培管理が不十分であると見受けられました。

農地は、農地法により、所有者等が農業上の適正かつ効率的な利用を確保しなければならないとされており、生産緑地においては、設置できる施設が制限されているほか、納税猶予が適用されている農地については、農業経営が継続されている必要があります。

また、特定生産緑地の指定の際にも良好な肥培管理が条件となっております。

つきましては、下記記載の期限までに農地の状態を改善し、農業委員会までご連絡をお願いいたします。

記

1 農地

地番	理由	期限
○○町○番○号	①雑草の繁茂 ②生垣の道路へのみ出し ③耕作なし	
○○町○番○号	②生垣	12月15日
○○町○番○号	③耕作なし	
○○町○番○号	①雑草の繁茂	

2 地区担当農業委員

○○ ○○

農業委員会事務局

担当： ○○ ○○

事務連絡
令和2年11月 日

西東京市 町 丁目 番 号
○○ ○○ 様

西東京市農業委員会

農地の適正な管理について

日頃より、当市農業委員会の活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、農業委員会では本年8月から10月まで農地利用状況調査を実施しましたが、下記の農地については肥培管理が不十分であると見受けられました。

農地は、農地法により、所有者等が農業上の適正かつ効率的な利用を確保しなければならないとされており、生産緑地においては、設置できる施設が制限されているほか、納税猶予が適用されている農地については、農業経営が継続されている必要があります。

また、特定生産緑地の指定の際にも良好な肥培管理が条件となっております。

つきましては、下記記載の期限までに農地の状態を改善し、農業委員会までご連絡をお願いいたします。

なお、本通知は、西東京市農地利用状況調査調査基準の改善指導区分の第二段階です。今後、期限までの改善が認められない場合、第三段階への移行も検討させていただきますので、ご了知いただきますようお願いいたします。

記

1 農地

地番	理由	期限
○○町○番○号	①雑草の繁茂	
○○町○番○号	②生垣	
○○町○番○号	③耕作なし	
○○町○番○号	①雑草の繁茂	12月15日

(参考) 西東京市農地利用状況調査(農地パトロール)調査基準(平成24年7月20日)

段階	内容
第一段階	地区担当委員による口頭注意
第二段階	文書指導(期限を設け、改善の確認)
第三段階	会長、職務代理、地区担当委員及び事務局による個別指導
第四段階	都市計画課及び資産税課と協議の上、所有者へ通知
第五段階	現況課税